

2018年2月15日

各位

雪印メグミルク株式会社
雪印種苗株式会社

雪印種苗株式会社における「報告徴収命令」の受領について

本日、雪印メグミルク株式会社（本社：東京都新宿区、社長：西尾啓治）の連結子会社である雪印種苗株式会社（本社：札幌市、社長：赤石真人、以下「雪印種苗」）が、農林水産大臣より種苗法第65条に基づく報告徴収命令を受領しましたので、お知らせいたします。

内部からの情報提供並びに農林水産省からの指摘を受け、雪印種苗において実施した社内調査及び独立行政法人家畜改良センターが種苗法第63条に基づき集取した指定種苗の検査により、種苗法に違反する表示により複数の種苗を販売していたことが判明しました。このため、農林水産省から、雪印種苗に対して、種苗法第65条の規定に基づき、3月29日までに報告を行うよう、報告徴収命令を受けました。

雪印メグミルクグループでは、「行動基準の基本的な考え方」として、企業活動において、法令・社内規定や企業倫理などを遵守し、誠実に業務を行うことを目指して参りました。しかしながら、このような事態を招くこととなり、お客様および株主様など関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。

農林水産大臣による報告徴収命令を厳粛に受け止め、第三者委員会を設置し、事実の解明のため、客観的かつ徹底的な調査を改めて実施いたします。

また雪印メグミルクグループでは、今後、よりコンプライアンスの強化に努め、再発防止とともに信頼の回復に全力で取り組んでいく所存です。

記

1. 雪印種苗の概要

- (1) 社 名 雪印種苗株式会社
- (2) 所 在 地 札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 赤石 真人
- (4) 資 本 構 成 雪印メグミルク 100%
- (5) 事 業 内 容 配合飼料の製造及び販売、単体飼料・種子・農薬・肥料の販売、緑化施設の維持・管理、業務請負造園などの建設工事

2. 報告徴収命令の概要

- (1) 違反表示の具体的内容（違反表示の内容、違反表示により販売した種苗のリスト、当該種苗の販売期間、販売数量及び販売金額）

- (2) 違反表示の判明後に行った出荷中止や商品回収等の対応
- (3) 違反表示の発生に関係した部署の業務上の権限と責任の範囲並びに法令等遵守（コンプライアンス）体制、内部けん制体制及び内部監査体制
- (4) 違反表示の発生原因及びその責任の所在
- (5) 再発防止策

3. 雪印種苗の社内調査によって判明した種苗法の違反事項（具体的内容は、添付資料をご参照下さい。）

- (1) 作物名や品種を証票に表示していない種子を販売（種苗法第59条に違反）
- (2) 登録品種の種子を含む商品に登録品種名を表示せず、包装に「普通種」や「緑肥用」等と表示して販売（種苗法第22条に違反）
- (3) 育成者権の存続期間の満了後も「品種登録の番号」を表示して販売（種苗法第 56 条に違反）

4. 今後の予定

早急に、第三者委員会を立ち上げます。詳細につきましては、別途、開示いたします。

当社及び雪印種苗は、第三者委員会による徹底的な事実調査に全面的に協力し、実態解明に努めてまいります。

5. 添付資料

- (1) 種苗法に基づく種子の表示における違反の事例

<p>【本件に関するお問い合わせ先】 雪印メグミルク株式会社 広報IR部 TEL：03-3226-2124 FAX：03-3226-2150</p>

以上